

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 11

処 分 名	市の区域内における所有者等以外の者による重要有形文化財の公開の許可	
処 分 の 概 要	市の区域内における所有者等以外の者による重要有形文化財の公開を許可する。	
根 拠 法 令 名	文化財保護法(昭和25年法律第214号)	
条 項	第53条第1項	
所 管 課	文化財課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
審査基準	未設定	
<p>【根拠法令等】</p> <p>○文化財保護法</p> <p>(所有者等以外の者による公開)</p> <p>第五十三条 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設(以下この項において「公開承認施設」という。)において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。</p> <p>(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)</p> <p>第八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。</p> <p>四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令</p> <p>○文化財保護法施行令</p> <p>(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)</p> <p>第五条</p> <p>3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の第二十二項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会)が行うこととする。</p> <p>二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。)</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。